



職員の懲戒処分を行いました

児童買春及び児童ポルノ製造を行った職員の懲戒処分を行いました。

1 処分日

令和6年(2024年)4月12日(金)

2 被処分者・処分内容等

| 所属部局等 | 処分内容 | 処 分 理 由 |
|--------------------------------|------|---|
| 環境部 現地機関 主任 39歳 男性 | 懲戒免職 | <p>令和5年4月30日、18歳に満たない児童に対し、同児童が18歳に満たないことを知りながら胸の写真を送信させ、児童ポルノを製造した。</p> <p>また、同日午後、北信地方のホテルにおいて、現金を支払い、同児童と性交した。</p> <p>さらに、同5月7日にも、同児童と性交し、現金を支払った。</p> <p>これらの行為のうち、児童買春について、令和6年3月27日、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反により、長野簡易裁判所から罰金80万円の略式命令を受け、納付した。</p> |

(問合せ先)

担 当 総務部コンプライアンス・行政経営課
青木、中山

電 話 026-235-7029 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2555

F A X 026-235-7030

E-mail comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp